

## 「議員定数と報酬の見直し（原案）」策定に向けてのプロセス案について ＜「議員定数と報酬の見直し（素案）」総括を踏まえた第2ステップ＞

### 1 趣 旨

地方自治の根幹である二元代表制の趣旨が「健全かつ安定的に持続すること」を目指し、その目標に向けた一つの方策として取り組むものである。

### 2 基本的な考え方（背景と理念）

前回（令和5年）統一地方選挙において、芽室町議会議員選挙は、史上初の無投票当選となった。これまでの間、長きにわたり創意工夫を重ねながら「議会改革」に取り組み、外部からの一定の評価と共に、歴代議員及び現職議員らも着実な成果を実感しながら、この結果は、議会内に大きな危機感と焦燥感を突き付けた事象となった。

このことを踏まえ、令和6（2024）年10月、議長から議会運営委員会に対する諮問により、次期統一地方選挙＜令和9（2027）年4月＞に向けた「重大なひとつの方策」として、「議員定数と報酬の見直し」の検討をスタートし、統一選1年前の結論到達＜令和8（2026）年3～4月＞を目標に取り組んでいるものである。

また、この取り組みに際しては、平成25年に制定した「芽室町議会基本条例」をフル活用することを前提とし、複数回にわたる住民からの意見聴取（きめ細かな町民・団体等との意見交換・次世代を担う高校生との意見交換）、わかりやすく親しみやすい広報による情報公開と共有（議会だより・議会中継・ホームページ）、議員自らが当事者意識を持った説明責任の実践（専門的知見を有する「議会サポーター」からの提言・助言、専門研修の受講、先進地自治体の調査研究等）など、重層的なプロセスにより、新たな「議員定数と報酬のあり方」の結論に向けて取り組むものである。

なお、今回の「議員定数と報酬の見直し」の検討に先立ち、「政務活動費」については、導入項目等の具体的な結論（導入基準）＜令和6（2024）年度第21回全員協議会／令和7（2025）年4月10日開催＞の合意形成が議会内で図られていることから、「新たな定数・報酬の原案」が議会内で確定した後に、議会改革諮問会議に対して同時に追加諮問することを念頭に置いているものである。

### 3 原案決定時期（目標） 令和7（2025）年12月

## 4 事項別検討課題

### （1）議員定数

- ア 議会が十分な議論を安定的に確保できる人数（議論成立の適正人数とは？）
- イ 1委員会：ex. 7～8名（委員長及び欠席者を加味した適正構成人数とは？）
- ウ 現行委員会（数）の過不足検証／強化すべき機能の調査研究
- エ 委員会複数所属の是非／委員会活動に負担なく専念できるには？
- オ 議員（委員）間の活動量の平準化

### （2）議員報酬

- ア 根拠方式（比較・成果・原価等）について
- イ 役職区分（議長・副議長・委員長等の区分別報酬設定）について
- ウ 手当（回数・時期・率）について

### （3）政務活動費

「2：基本的な考え方（背景と理念）」で述べたとおり、すでに議会内で「導入基準」の合意形成が図られていることから、「新たな議員定数と報酬のあり方（原案）」が確定した後に、議会改革諮問会議に追加諮問することとする。

## 5 今後のスケジュール

### （1）住民・関係団体等との意見交換／条例提案までの流れ

- ア 令和7年7～11月
  - ・「議会報告と町民との意見交換会」継続開催
  - ・各種団体との意見交換会（常任委員会単位での意見交換の場等を活用）
  - ・行政委員会との意見交換会（教育委員・農業委員・代表監査委員等）
  - ・高校生との意見交換会（白樺高校・芽室高校）
  - ・先進地事務調査及び視察対応時における他自治体議会調査
  - ・議会サポーターからの助言聴取
  - ・意見聴取と並行して議会内原案協議（議員間討議）
- イ 令和7年11～12月
  - ・原案確定～議長への答申

- ・議会改革諮問会議に対する追加諮問（原案諮問＋政務活動費の導入）
- ウ 令和8年1月
  - ・議会改革諮問会議からの答申
  - ・案の確定
- エ 令和8年1～2月
  - ・町民意見募集（パブリックコメント）及び公聴会
  - ・特別職報酬等審議会審議
- オ 令和8年3月
  - ・条例提案（3月定例会議最終日）

## （2）住民周知の工夫と強化

- ア 令和7年8～8年3月 議会だより「特集」連載
  - ・編集企画会議で毎月の編集企画検討
- イ 令和7年7～8月 説明資料のグレードアップ（体裁改善）
  - ・住民にとって縁遠いテーマのため、理解しやすい説明資料への改善
  - ・デザイン・レイアウトの工夫を含む資料体裁の改善